令和5年度 制度拡充



遠野市通信制大学等受講支援補助金について ~遠野で がんばる あなたを 応援します~

遠野市では、市内の中小企業等に就業する若い世代の雇用安定と生産性向上に 資するため、市内に在住し、市内事業所に就業する若者 や 事業経営に携わる 若者等 を対象に、リスキリングによる通信制大学等の受講費用を補助します。

● 補助金の対象になる方

補助金の対象者は、次の①から④までの要件をすべて満たす方です。

- 60歳未満 ① 通信制大学等に入学する時点で 35歳未満 の遠野市民
- ② 市内事業所(製造業、建設業並びに運輸業、及び中小企業等)に就業(雇用期限の定めのない雇用契約)を している方 又は 市内で中小企業を経営(取締役など)している方(個人事業者を含む。)
- ③ 通信制大学等に入学し、授業を受けている 又は 大学等の単位履修を受けている方
- ④ 修学後5年以上、市内に住所を有し、市内事業所に就業し続ける意思を持っている方
- ⑤ 市税を滞納していない方

● 補助対象の修学費用

補助対象となる修学費用は、入学金(1人1回まで)と 授業料です。

(スクーリングのための交通費は、補助金の対象になりませんので、ご注意ください。)

● 補助金の交付額

■補助金の交付額

毎年 | 月から | 2月までの間に支払った修学費用に対し、**定額**で補助します。 ただし、補助金の**上限額**は、 | 人に対して最大**70万円**です。

■補助対象期間

入学した年から、最長 | 2年間

(お問い合わせ先・申請先)

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号 遠野市役所本庁舎1階 電話番号 62-2111 (代表)

● 補助金の手続き

Step1 承認を受ける…

補助金を受けるためには、あらかじめ通信制大学等に入学した年の 12 月までに、 補助金返還支援補助金交付の「承認」を受ける必要があります。(初年のみ)

Step2 交付決定を受ける…

補助金の交付承認を受けた方は、**毎年** | 月から | 2月までに支払った修学費用 (初年は入学金も含みます。)に応じて、補助金の交付申請を行い「**交付決定**」を 受ける必要があります。

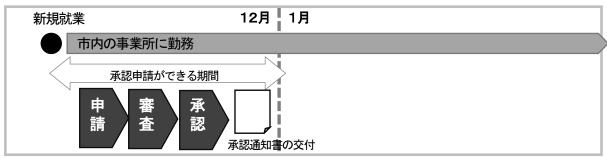
Step3 補助金を請求する…

補助金の交付決定を受けた方は、 毎年 2月末日までに補助金の請求を行い、補助金の支払いを受けることができます。

【Step1 補助金の交付承認申請】

(承認申請ができる期間)

通信制大学等に入学した年の12月末日までに、補助金交付承認申請書に必要書類を添えて遠野市に提出してください。※令和5年中に限り、令和5年3月以前に修学した方の申請を受付します。



※ | 2月末日は遠野市役所の閉庁日のため、翌 | 月の遠野市役所の開庁日が実際の提出期限になります。

(提出する書類)

次の書類を申請期間内に遠野市に提出してください。

提出書類	書類の取得場所
☑ 遠野市通信制大学等受講支援補助金交付承認	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
申請書(様式第 号)	
☑市税納税状況等確認同意書(別紙様式①②)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
(申請者本人分と就業先事業所分の両方)	
☑ 労働条件通知書の写し	就業先の事業所
又は就労証明書 (別紙様式③)	(就労証明書の様式は、遠野市役所商工労働課又は ホームページの様式をご利用ください。)
☑ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標	が、口で、プログネ式をこれが、たことでも
準報酬決定通知書の写し	
☑ 健康保険被保険者証の写し	
☑ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	
☑ 通信制大学等の入学資格を証する書類の写し	入学される通信制大学等によって異なりま
☑ 通信制大学等の受講費用の内容を確認できる	す。
書類	

※上記のほか、補助金の承認の審査のために必要な書類の提出を求める場合があります。

【Step2 補助金の交付申請】

(交付申請ができる期間)

毎年1月末日までに、補助金交付申請書に必要書類を添えて遠野市に提出してください。



(提出する書類)

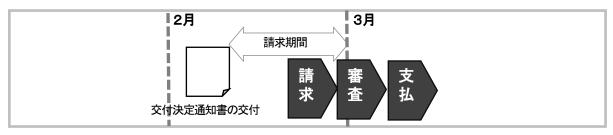
提出書類	取得場所
☑ 遠野市通信制大学等受講支援補助金交付申請	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
書(様式第7号)	
☑ 修学費用の支払いを証する書類	例 領収書、通帳、振込依頼書の写しなど

[※]上記のほか、補助金の交付を審査するために必要な書類の提出を求める場合があります。

【Step3 補助金の請求】

(請求書の提出期間)

毎年2月末日までに、補助金請求書を遠野市に提出してください。



(提出する書類)

提出書類	取得場所
☑ 遠野市通信制大学等受講支援補助金請求書	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
(様式第 12 号)	

- Q 自分が事業主の場合は、補助金の対象になれますか?
 - →A 就業を条件にしているため、自営業者を含め事業主の方は、補助金の対象者になれません。また、会社の役員も補助金の対象者になれません。
- Q 補助金の承認を受けてから | 2年間補助金がもらえますか?
 - →A 通信制大学等に入学した年から、修学を終える年までに支払った修学費用が補助 金の対象となります。なお、通信制大学等によっては、それぞれ修学できる期間が 異なります。修学できる期間を超えた場合は、補助金の交付を受けられなくなりま すのでご注意ください。
- Q 通信制大学等に判断される範囲を教えてください?
 - →A 国内の大学、短期大学の通信制の学部・学科が対象になります。 また、放送大学を正式に入学して受講する場合も対象になります。 このほか、国内の大学、短期大学で科目等履修生制度を活用して、受講する場合 も、補助金の対象になります。
- Q 都合があって、転出した場合は、補助金の交付が受けられますか?
 - →A 補助金の交付申請(ステップ2)の手続きを行う際に、 I 月 I 日時点の住所が 遠野市内にあることが補助金の交付の条件としています。

従って、途中で転出して、 | 月 | 日時点で遠野市内に住所がない方は、補助金の 交付が受けられません。

なお、再び遠野市内に転入し、補助金の交付対象者の条件を満たす場合は、補助金の交付が受けられます。ただし、補助金を受けられる期間は、当初の補助金の交付承認で認められた期間から通算して計算することになります。

- Q 補助金の交付承認の申請手続きをしていませんでした。今から申請すれば補助金の交付が受けられますか?
 - →A 補助金の交付承認の申請は、就業した日の属する年の | 2月末日まで申請しなければなりません。それ以降の申請は受け付けられませんので、補助金の交付は受けられません。

ただし、令和5年中に限り、令和5年3月以前に修学した方の申請を受付します。

- Q 就業先を離職し、遠野市内の別の事業所に就業した場合、補助金の交付を受けられますか?
 - →A 遠野市内の事業所に就業しているほか、補助金の交付対象者の条件を満たす場合は、補助金の交付が受けられます。ただし、新たに就業した日から I 5日以内に通信制大学等受講支援補助金承認変更申請書を市役所に提出し、変更の承認を受ける必要があります。

(お問い合わせ先・申請先)

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号 遠野市役所本庁舎1階 電話番号 62-2111 (代表)

